

高知大学人文社会科学部規則

平成 28 年 3 月 9 日
規則 第 90 号

最終改正 令和 6 年 2 月 26 日規則第 53 号

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 高知大学人文社会科学部（以下「本学部」という。）に関する事項は、高知大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 本学部は、人文社会科学各分野の専門的知識と、それと関連する諸分野に関する学際的教養をそなえて、グローバルかつローカルな課題の把握・解決のために貢献できる人材を養成することを目的とする。

第 2 章 学科・コース

(学科等・目的)

第 3 条 本学部には人文社会科学科を置き、次のコースを置く。

人文科学コース

国際社会コース

社会科学コース

2 各コースは、人文社会科学（領域）の教養を基軸に、当該各号に掲げる人材を養成することを目的とする。

(1) 人文科学コース

人文科学の各専門分野（哲学、心理学、歴史学、地理学、文学等）における深い問題意識や探究心を持ち、それによって地域の文化の研究・保持・保存・発展に貢献できる人材

(2) 国際社会コース

多面的な社会・文化のあり方に対して複数の価値があることを理解し、それに基づく主体的で複眼的な思考力・判断力によって、グローバル社会で国境を越えて連携できる人材

(3) 社会科学コース

社会科学の諸分野（経済学、経営学、会計学、法律学、政治学等）を学び、専門的

学識に基づいて社会制度を理解し、その改善や設計に取り組み、社会や地域に貢献できる人材

第3章 入学

(入学志願手続)

第4条 入学志願者は、所定の期日までに、本学所定の願書を提出しなければならない。

(選考方法)

第5条 入学者の選考方法は、教授会で定める。

(決定)

第6条 入学者の決定は、教授会の議を経て、学長が行う。

第4章 授業

第7条 削除

(授業科目及び履修方法)

第8条 授業科目及びその単位数並びに履修方法については、別に定める。

(単位の上限)

第9条 履修登録できる単位数の上限を定める。その取扱いについては、別に定める。

(他学部科目の履修)

第10条 学生は、他学部の専門科目を履修することができる。

(大学院科目の履修)

第10条の2 学生が、高知大学大学院総合人間自然科学研究科（以下「研究科」という。）に進学を志望し、本学部が教育上有益と認めるときは、当該学生が進学を志望する専攻の長の許可を得て、研究科の授業科目を履修することができる。

(授業時間割)

第11条 授業科目の題目及び授業時間割は、毎学年（科目によっては毎学期）授業開始前に発表する。

(履修届)

第12条 学生は、毎学期初めに履修しようとする科目を定め、履修登録をしなければならない。

2 設備その他の都合により、科目の履修人員を制限することがある。

第5章 科目修了

(科目修了)

第13条 授業科目の修了及び成績は、試験又はこれに代わるべき方法、平常成績等によって、担当教員が判定し、単位を与える。

2 科目試験は、学期又は学年の終わりに行うほか、随時行うことがある。

3 単位数の計算基準は、別に定めるところによる。

(出席日数)

第14条 学生は、原則として当該科目につき授業時数の3分の2以上出席しなければ、単位認定を受けることができない。

(成績評価)

第15条 成績は、秀、優、良、可、不可の評語で表し、可以上を合格とする。

第6章 卒業

(卒業要件)

第16条 本学部を卒業するためには、学則第28条に規定する修業年限を満たし、高知大学人文社会科学部履修規則に定める必要科目の単位を修得しなければならない。

(早期卒業)

第17条 本学部で3年以上在学し、前条の卒業の要件として定める単位を優秀な成績をもって修得したと認められる学生に対し、卒業を認定することができる。その取扱いについては、別に定める。

(修業年限等及び単位の通算)

第18条 前2条の修業年限又は在学期間及び単位には、本学他学部又は他大学の在学期間及び履修した科目の単位数を通算することがある。

(決定)

第19条 卒業者の決定は、教授会の議を経て、学長が行う。

第7章 転学、転コース、編入学

(転学)

第20条 本学他学部又は他大学の学生で、本学部で転学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、許可することがある。その取扱いについては、別に定める。

2 転学の時期は、学年初め1回とする。

(転コース)

第21条 本学部において、他コースに転じようとする場合には、前条に準ずる。

2 本学部から本学他学部又は他大学に転じようとする場合には、前項に準ずる。

(編入学)

第 22 条 本学部に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、許可することがある。その取扱いについては、別に定める。

2 編入学の時期は、学年の初め 1 回とする。

第 8 章 学 位

(学位の授与)

第 23 条 学位の授与は、高知大学学位規則の定めるところによる。

第 9 章 研究生・科目等履修生・特別聴講学生

(入学)

第 24 条 本学部の研究生・科目等履修生・特別聴講学生として入学を願い出る者があるときは、教授会の議を経て許可することがある。

2 研究生・科目等履修生・特別聴講学生の取扱いその他については、別に定める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 2 月 26 日規則第 53 号)

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。